野辺地町新型コロナウイルス感染症緊急対策農林畜水産業者支援給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じている町内農林畜水産業者に対し、農林畜水産業の支援のため給付金を交付します。

給付金の額

1経営体あたり10万円

対　象　者

① 野辺地町に住所を有する、農林畜水産業者（個人経営体、船主）
② 令和2年3月から10月の間、引き続き事業を営んでいるもの。
③ 令和2年3月から10月のうち、いずれかの月の売上げが、前年同月に比べコロナ禍に関わる次の要因として減少していること。
❶飲食店・商店の休業による取引縮小
❷移動制限による流通の滞り
❸学校休校による給食材料の取引縮小　など
④ 経済産業省が実施する「持続化給付金」の申請、又は受給をしていないこと。
※「持続化給付金」とは、2020年1月から12月のいずれかのひと月の事業収入が、2019年の平均月収の50%以下であれば対象となり、最大100万円が給付されます。
⑤ 野辺地町新型コロナウイルス感染症緊急対策支援給付金を申請、又は受給していないこと。
（虚偽若しくは不正な手段により給付金を申請したときは、返還していただきます。）
※「野辺地町新型コロナウイルス感染症緊急対策支援給付金」とは、町内中小企業者・小規模事業者を対象とした給付金です。

特別定額給付金（1人10万円）の申請・受給の有無は問いません。

裏面もご確認ください

申 請 方 法

野辺地町役場　農林水産課にて配布する申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出。

添付書類

・申請該当月及び前年同月の売上状況が分かる書類（売上台帳・帳面など）
・2019年分確定申告書もしくは住民税申告書の写し
・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きのもの）
・振込口座が分かる通帳等、及び印鑑
・その他町長が必要と認める書類

申 請 期 間 ・ 場 所

野辺地町役場
農林水産課

申請期間：令和2年6月1日から令和3年2月26日
（土・日・祝日・年末・年始除く）

受付時間：午前9時から12時　午後1時から4時まで

問い合わせ先
野辺地町役場　農林水産課　☎ 0175－64－2111（内線280）

ご来庁の際は、マスクの着用・

入口での消毒にご協力ください！

